

e-Taxでの申告について

1. 申告書の作成 (e-Taxソフトをダウンロードして入力)

GL2017

令和 7 年 3 月分 印紙税納税申告書(書式表示用)

課税文書の作成及び名称	(〒100-8222) 東京都千代田区豊が岡2-1-3 国税商事 株式会社	電 (03) 1111 2222 局番
申告者の住所	(〒100-8222) 東京都千代田区豊が岡2-1-3	電 (03) 1111 2222 局番
フリガナ	コクセイショウジ カブシキガイシャ	ロクベイ タロウ
氏名又は名称及び代表者氏名	国税商事 株式会社	国税 太郎
フリガナ		
同上代理人		

下記のとおり印紙税の納税申告書(郵送後申告書・ 修正申告書) を提出します。

物件名	名称	号別	承認年月日	承認番号	税率・税額区分(円)	数量(通)	税額(円)
高上代金に係る金銭又は有価証券の受取書	納税書	17-1	平成28年10月7日	789	200	120	24,000
高上代金に係る金銭又は有価証券の変数書	レシート	17-1	平成28年10月7日	789	200	216	43,200

2. 電子署名の添付

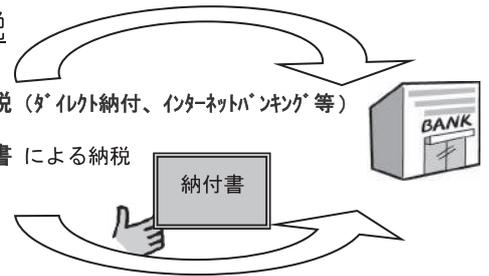


3. データの送信



4. 納税

電子納税 (ダイレクト納付、インターネットバンキング等) 又は 納付書 による納税



e-Tax で申告されている方、毎月納付など頻繁に納付手続をされている方は「ダイレクト納付」をご利用ください!

ダイレクト納付 (e-Taxによる口座振替) とは、e-Taxを利用して、事前に届出をした預貯金口座から、口座引落としにより納付する方法です。

《事前手続》

e-Tax開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です (個人の方は、ダイレクト納付利用届出書をオンラインで提出することもできます。)

《納付方法》

e-Taxで申告等データを送信した後に届く「納付区分番号通知」から、即時又は期日を指定して口座引落としにより納付することができます。

また、e-Taxの申告データ (書式表示用、一括納付用) を送信する画面で「自動ダイレクトを利用する」旨の項目にチェックを入れて送信するだけで、申告手続の法定納期限当日 (法定納期限当日に申告手続をした場合は、翌取引日) に自動的に口座引落としにより納付ができる「自動ダイレクト」もご利用いただけます。



ダイレクト納付の手続についてはこちら
<https://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/index.htm>



社会保障・税番号制度 (マイナンバー制度) について

印紙税納税申告書 (書式表示用) 等について、税務署へ提出する際は、毎回、マイナンバー (個人番号) ・法人番号の記載が必要です。

また、マイナンバーを記載した申告書等を税務署へ提出する際は、毎回、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です※。

※ e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示又は写しの提出が不要です。

国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>について」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー



<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>



法人番号の検索・閲覧について

法人番号は、国税庁法人番号公表サイトで公表しています。

法人番号公表サイト



<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp>

